

年金記録問題への取組状況について(平成23年9月9日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点
ねんきん特別便・定期便	年金事務所分	8.3万件	23年7月末	10.7万件	23年6月末
	機構本部分	7.9万件		7.2万件	
(注)「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数	ねんきん定期便	22年3月までの受付	23年7月末	2.3万件	23年6月末
		年金事務所分		1.8万件	
	機構本部分	1.1万件			
	22年4月以降の受付	3.3万件			
	機構本部分	6.0万件		5.3万件	
5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,597.2万件	23年8月26日 (累計)	+1.1万件	23年8月19日 (累計)
	厚年/国年	1,286.2万件/311.0万件		+1.0万件/+0.1万件	
	男/女	728.3万件/868.1万件		+0.5万件/+0.6万件	
	60歳以上/未満(18年6月時点の年齢)	414.3万件/1,152.7万件		+0.3万件/+0.8万件	
再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.3か月	23年8月26日	±0.0か月	23年8月19日
	進達に至っていない申出件数	0.3万件		±0.0万件	
再裁定	平均処理期間	2.2か月	23年7月末 (8月15日支払分)	±0.0か月	23年6月末
	未処理件数	1.1万件		-0.1万件	
時効特例給付	平均処理期間	2.5か月	23年7月末 (8月15日支払分)	±0.0か月	23年6月末
	未処理件数	2.4万件		-0.3万件	
記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)(※4)	件数	3.4千件	23年8月第3週分	3.7千件	23年8月第2週分
	年金額増額の総額(概算値)	1.2億円		1.3億円	
コールセンター ()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」の数値 ()内は一般年金相談の「ねんきんダイヤル」の数値	応答率	91.5%(88.2%)	23年8月第4週分	93.0%(88.2%)	23年8月第3週分
	応答呼数/総呼数 (4.8万件/5.5万件)	2.2万件/2.4万件		2.2万件/2.3万件 (6.0万件/6.8万件)	
年金事務所の窓口相談 ()外は、年金事務所の記録問題専用窓口の数値 ()内は、一般の年金相談窓口の数値	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	8月22日(月):0(1) 23日(火):0(1) 24日(水):0(0) 25日(木):0(1) 26日(金):0(1)	23年8月第4週分	8月15日(月):0(14) 16日(火):0(11) 17日(水):0(0) 18日(木):0(1) 19日(金):0(1)	23年8月第3週分
年金事務所段階における記録回復件数	国民年金分	1,592件	23年7月末	1,562件	23年6月末
	厚生年金保険分	3,718件		3,641件	

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

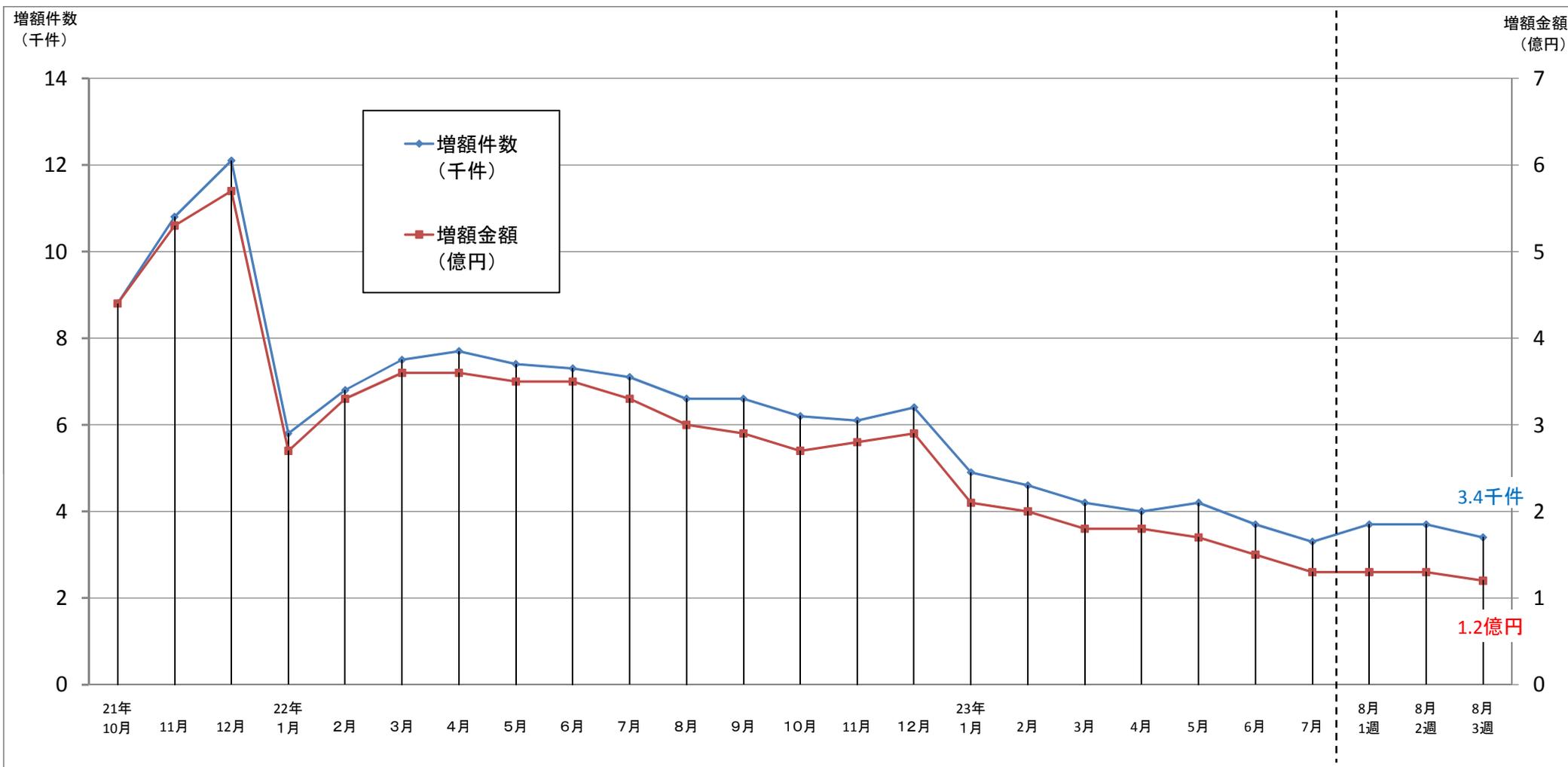
(※2) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災等の影響により、3月1週以降、一部の年金事務所等において作業の全部又は一部が実施困難となっている。

(※3) 年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.1万円、65歳の平均余命(平成22年簡易生命表)は男:18.86年、女:23.89年。

(※4) 平成20年5月以降の累計は、件数:140万件、年金額増額の総額(概算値):720億円

記録訂正による年金額(年額)の増額【平成23年9月9日】



	各月の週平均値																				各週の値				
	21年 10月	11月	12月	22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 1週	8月 2週	8月 3週
増額件数 (千件)	8.8	10.8	12.1	5.8	6.8	7.5	7.7	7.4	7.3	7.1	6.6	6.6	6.2	6.1	6.4	4.9	4.6	4.2	4.0	4.2	3.7	3.3	3.7	3.7	3.4
増額金額 (億円)	4.4	5.3	5.7	2.7	3.3	3.6	3.6	3.5	3.5	3.3	3.0	2.9	2.7	2.8	2.9	2.1	2.0	1.8	1.8	1.7	1.5	1.3	1.3	1.3	1.2

(注1) この集計は、年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に

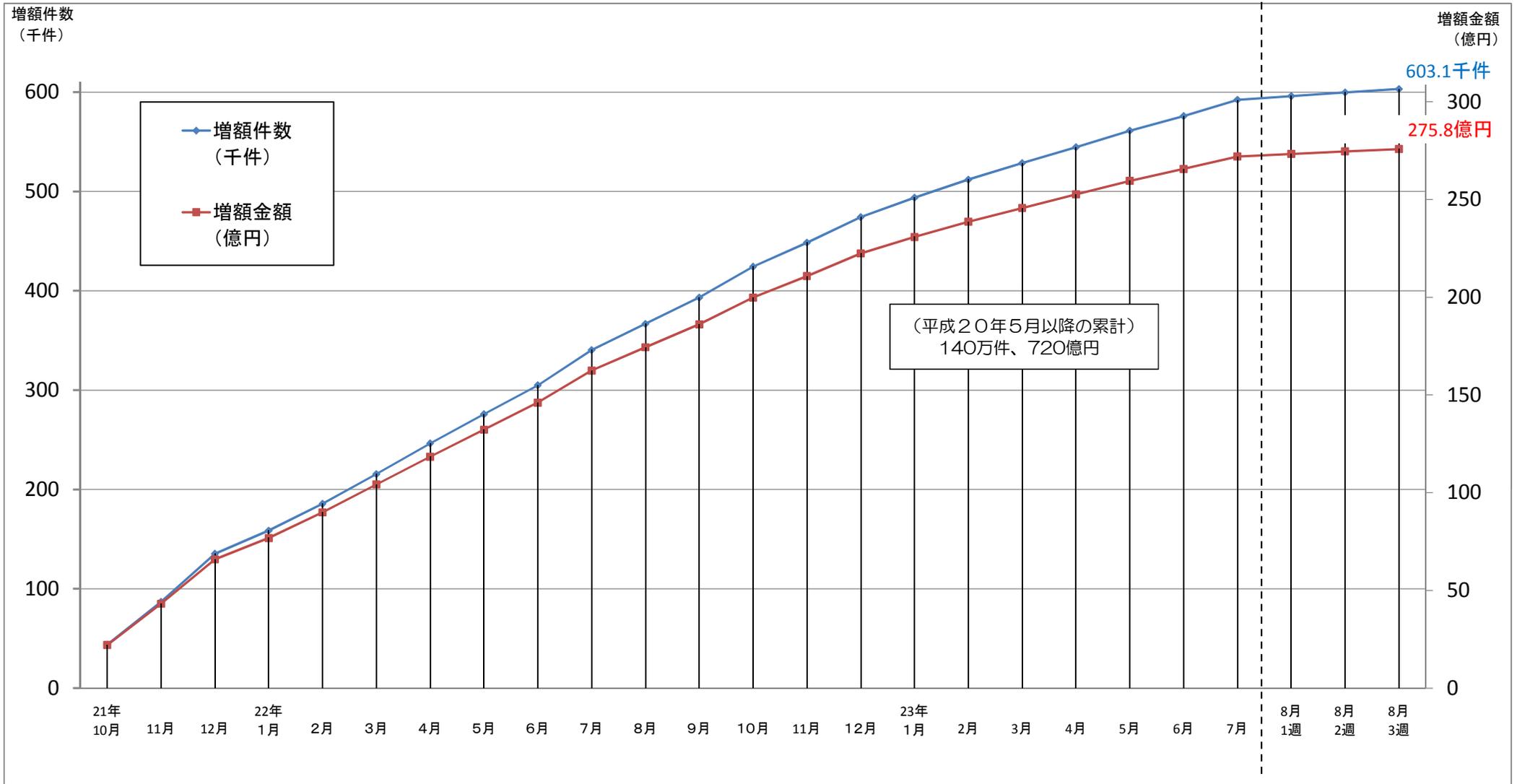
年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成22年簡易生命表)は、男18.86年、女23.89年である。

(注2) 平成23年7月までの数値は、各月の週平均値。

(注3) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災等の影響により、3月1週以降、一部の年金事務所等において作業の全部又は一部が実施困難となっている。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累計]【平成23年9月9日】



	各月の最終週までの累計値																					各週までの累計値			
	21年 10月	11月	12月	22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 1週	8月 2週	8月 3週
増額件数 (千件)	43.8 (43.8)	86.9 (43.1)	135.3 (48.4)	158.6 (23.3)	185.6 (27.0)	215.5 (29.9)	246.4 (30.9)	275.8 (29.4)	304.9 (29.1)	340.4 (35.5)	366.7 (26.3)	393.2 (26.5)	424.3 (31.1)	448.5 (24.2)	474.2 (25.7)	493.7 (19.5)	511.9 (18.2)	528.6 (16.7)	544.6 (16.0)	561.2 (16.6)	575.9 (14.7)	592.3 (16.4)	596.0 (3.7)	599.7 (3.7)	603.1 (3.4)
増額金額 (億円)	22.1 (22.1)	43.2 (21.1)	65.9 (22.7)	76.8 (10.9)	89.9 (13.1)	104.2 (14.3)	118.4 (14.2)	132.2 (13.8)	146.1 (13.9)	162.5 (16.4)	174.4 (11.9)	186.1 (11.7)	199.8 (13.7)	210.8 (11.0)	222.4 (11.6)	230.8 (8.4)	238.6 (7.8)	245.6 (7.0)	252.6 (7.0)	259.5 (6.9)	265.6 (6.1)	272.0 (6.4)	273.3 (1.3)	274.6 (1.3)	275.8 (1.2)

(注1) この集計は、年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
 なお、65歳の平均余命(平成22年簡易生命表)は、男18.86年、女23.89年である。

(注2) 週次報告を始めた平成21年10月からの実績を累計したもの。

(注3) 平成23年7月までの数値は、各月の最終週までの累計値。

(注4) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災等の影響により、3月1週以降、一部の年金事務所等において作業の全部又は一部が実施困難となっている。

〈参考：用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」 基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付(19年12月から20年3月)。

「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしているもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○再裁定進達

年金受給者の受給権が発生した日以前の被保険者記録を訂正したことで、年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、その年金決定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

○時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る事項の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

○年金事務所段階における記録回復

年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。

【お問い合わせ先】

日本年金機構 記録問題対策部

菅野 恵文

森河 礼仁 (電話:03-6892-0754)